

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(前払)</p> <p>第14条 会計規程第28条第3項に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 官公署に対して支払う経費</p> <p>(2) 委託料</p> <p>(3) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費</p> <p>(4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料</p> <p>(5) 定期刊行物の代価、日本放送協会に対し支払う受信料</p> <p>(6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費</p> <p>(7) 旅費交通費</p> <p>(8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費</p> <p>(9) 前金で支払をしなければ契約し難い研究、調査等の委託に要する経費</p> <p>(10) 敷金</p> <p>(11) 保険料</p> <p>2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必</p>	<p>(前払)</p> <p>第14条 会計規程第28条第3項に基づき前払できる経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 官公署に対して支払う経費</p> <p>(2) 委託料</p> <p>(3) 前金で支払をしなければ契約し難い請負、買入れ又は借入れに要する経費</p> <p>(4) 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料</p> <p>(5) 定期刊行物の代価、日本放送協会に対し支払う受信料</p> <p>(6) 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費</p> <p>(7) 旅費交通費</p> <p>(8) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費</p> <p>(9) 前金で支払をしなければ契約し難い研究、調査等の委託に要する経費</p> <p>(10) 敷金</p> <p>(11) 保険料</p> <p>2 前項に規定するもののほか、業務の運営上特に必</p>	

新	旧	改正理由等
<p>要があるときは、理事長の承認を受けて前払をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>要があるときは、理事長の承認を受けて前払をすることができる。</p> <p><u>3 前2項により前払を行う場合において、翌年度以降に係る経費の支払を行うことはできない。ただし、第1項第1号、第5号、第7号及び第11号に係る経費を支払う場合については、この限りでない。</u></p>	<p>・前払できる経費のうち、翌年度以降の経費の前払ができる経費について、保険料等に限定しているところ、地方独立行政法人が従う企業会計原則では翌年度以降の経費の前払を制限する規定はないため、翌年度以降に係る経費の前払を原則として禁止する規定を削除する。</p>